

平成28年度予算要求！ 組合員の声を当局へ！



黒河内中央執行委員が要請文を読み上げた後、
染谷委員長から岡田人事課長に要求書が手渡された。

台東新聞

発 行 集 宣	責 任 員 宣	任 長 任 部
東 労 台	京 働 東	掃 合 部

2015年8月31日
第26号

予算要求の申し入れ

2015年8月14日
(金) 16時30分より、区役所4階庁議室で団体交渉を行いました。
今回の交渉では一組総支部から西村組織部長も共に出席、要請及び「平成28年度」予算要求の申し入れを行いました。

黒河内中央執行委員より「平成28年度」予算要求について統一要求課題、更に台東区予算要求について要求書を読み上げ、染谷委員長より要求書を提出、組合員の切実な要求、職場の環境改善実現の為、区当局の誠意ある回答を求めてきました。
岡田人事課長からは「28年度の要求書」を確かに受け取りました。
早速、区長・副区長に伝えます。主管課と協議し、出来る限り対応をしていきたいと思えます。
連日の猛暑の中、職員の皆様の日頃の奮闘に敬意を表します。暑い日が続きますが、体調に留意し頑張ってください。との回答がありました。

一組総支部より要請

①清掃工場の運営は直営とする事。

外部業務委託により直営職員が長年積み上げてきた貴重なノウハウが失われつつある。本来、23区民が安心して生活できる衛生的な住環境を守る為に地方自治体で働く職員が、より高い質の住民サービスを自ら提供しなければならぬ。今必要なのは、その専門的な能力であり、保持しているのが直営職員である。直営堅持を清掃一組に働きかけるよう強く求める。

②清掃一組の固有職員を確保する事。
清掃工場は大型設備が数多く存在する巨大プラントであり、経験や専門的知識に加え、多くの資格や免許が必要であり、基幹職員となるには10年程の期間を要し、限られた期間の派遣職員では、清掃一組における技術・技能・事務の継承は難しい。清掃一組の盤石な組織体制を維持する「継続的な人材育成」を可能にする為、清掃一組へ希望

③区の責任において分別回収を徹底する事。
焼却に不適正なごみを持ち込まれ故障原因となり、焼却炉を停止せざる状況が続く清掃一組に過大な負担を与え23区清掃事業にも影響を与えている。23区も排出者に対するごみ減量化と分別徹底を呼び掛け、水銀含有ごみの全区統一の別途回収を求める。

④工場運営に必要な予算を確保する事。
清掃工場の耐用年数を長寿命化の導入で、10年程度伸ばし40年にするとしているが、不適正搬入・廃プラ焼却で設備機器の腐食や劣化が急速に進んでいる。各区や一組の財政状況が厳しいのは理解するが、必要な経費を確保せねば工場運営の継続が出来ない。システムや装置の保守に必要な一組に対する予算の確保を求める。
(要約)

する区は県職員の一組固有化を積極的に行い、区への復帰を希望する区は県職員については本人の希望が叶う事を要求する。

平成28年度台東区予算要求(概要)

I 政策要求

1. 政策要求(直営化要求)

- ①清掃事業の直営を堅持すること。
- ②ふれあい指導の更なる強化と、ふれあい発表会を開催すること。
- ③清掃事業職員に対する職業差別・清掃差別をなくすよう取り組み、人権・差別問題をはじめとした研修をおこなうこと。
- ④排出困難者が増えてきているため、一声収集の専門班を設置すること。

2. 新規事業要求

- ① 2013年4月より戸別収集を実施され、収集現場作業に混乱を引き起こすことの無いように区民への周知と協力の依頼を徹底させること。
- ② 容器包装プラスチックの収集を直営で行うこと。
- ③ 廃プラスチックリサイクルの資源化施設を設置すること。
- ④ 廃乾電池・蛍光灯等の有害廃棄物や古布・CD・カセット等の更なる別途収集体制を確立すること。
- ⑤ ガスボンベ・エアゾール缶・ライター等の危険物は別途収集とし、早期に体制を確立すること。
また、危険物の収集については、不燃収集日以外の曜日を設定すること。
- ⑥ 新規事業はすべて直営で行い、事業の内容については組合と協議をすること。

3. 委託事業の直営化要求

- ①資源回収(古紙・ビン・缶・ペットボトル)等をはじめとしたリサイクル事業を、完全直営で行うこと。
- ②粗大収集を完全直営で行うこと。
- ③区施設から排出されるすべてのごみを直営で収集すること。

II 作業改善・安全作業要求

1. 作業改善・安全作業要求

- ①排出者責任(飛散・有害物・薬品・注射針・産業廃棄物等)の指導の徹底をはかり、追求すること。
- ②二重車になる収集形態の改善をすること。
- ③代行運転手制度を廃止し、正規職員の運転手を配置すること。
- ④戸別収集に伴い、狭小路地の引出しが増えるため、直営の軽小を増車すること。

2. 保護具措置・改善要求

- ①ヘルメットの通風化と更なる軽量化等の改善をはかること。
- ②安全靴の更なる軽量化等の改善をはかること。
- ③安全靴の破損等した場合、早急に対応(支給)すること。

3. 車両改善要求

- ①黄色灯を設置できるよう法改正の働きかけをすること。
- ②回転板・圧縮板の速度を統一または基準幅を縮めること。
- ③飛散防止を完全なものにすること。
- ④スライドドアの改善(開閉の軽量化等)をすること。
- ⑤雇上車両全車に安全対策として、バックモニターを設置すること。
- ⑥雇上車の耐用年数の古い車両について、改善・対応をすること。(汚水タンクから汚水が漏れる等ある為。)
- ⑦直営車(軽小ダンプ・軽小)のAT車の導入をすること。
- ⑧直営車(軽小班)の狭小路地の引出しについては、MT車にする事。

Ⅲ 施設改善要求

1. 庁舎建設要求

①統合（職場実態・人員増）に見合う新庁舎を設置すること。

2. 庁舎改善要求

①本所1階雨合羽置き場に除湿機を増やす事。

②本所・清川車庫のねずみ駆除をする事。

③清川分室の委託清掃職員について、清川分室庁舎全体を掃除するよう対応をすること。
（曜日ごとに半分ずつ行うため。）

④本所2階中庭喫煙所に目隠し及び屋根の設置をすること。

⑤本所4階乾燥室の除湿機が古い為、新品と交換すること。

⑥本所4階乾燥室の暖房機が古い為、新品と交換すること。

⑦本所4階洗濯場を整備し、洗濯機を増やすこと。

⑧本所3階休憩室の整備すること。（統合による職員増のため）

⑨清川分室の新設した洗濯場に、流し台を設置すること。

3. 設備改善要求

①乾燥室の改善をすること。

②本所のロッカー室の改善をすること。

③本所のロッカーが老朽化しているため、新しい物に変えること。

④洗面所の蛇口を交換すること。

⑤ウォシュレット付洋式便器を増やすこと。

Ⅳ 福利厚生要求

1. 被服要求

①靴下・作業用ベルト・腰痛予防ベルト等の支給をすること。

②雨用手袋の支給増をすること。

③雨用手袋は選択制にすること。

④排出指導のため、全職員に帽子を貸与すること。

⑤帽子については、通気性のよい帽子にすること。

⑥雨合羽の更なる改善をすること。

2. 健康要求

①産業医による健康管理の更なる推進をはかること。

②腰痛予防をはじめとした怪我防止の健康器具を設置すること。

③健康を推進するため、喫煙問題について研修・啓発活動をすること。

④清川分室で健康診断が受診できるようにすること。

Ⅴ OA等要求

①パソコンの増設をすること。

②OA化に伴う健康障害を未然に防ぐため、定期的な照明器具等の調査を行い、改善につとめること。

③集積所管理システム（新システム）の各階層のアカウント数を増やし、ログインを出来るようにすること。

④地図機能をゼンリンの地図表示にすること。

Ⅵ その他

①統括技能長選考について、職員の士気向上のため、実施する事。

②技能長選考及び技能主任選考については、引き続き実施する事。